

令和2年

第6回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和2年6月30日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

## 令和2年 第6回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和2年第6回阿賀野市農業委員会総会は、令和2年6月30日(火) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

### ○農業委員

1番 曾 我 憲 司	2番 渡 辺 隆	3番 上 松 千 恵
4番 本 間 多佳子	5番 皆 川 光 浩	6番 見尾田 正 行
7番 阿 部 萬紀夫	8番 齋 藤 瑞 穂	9番 菅 井 茂
10番 渡 邊 悟	11番 五十嵐 佐 敏	
	14番 笠 原 尚 美	15番 柳 壽 一
16番 大 堀 哲 男	17番 小 林 章 男	18番 相 馬 重 男
19番 小 嶋 覚		

### ○推進委員

1番 渡 邊 聡	2番 加 藤 卓 也	3番 辻 繁 雄
4番 中 村 孝 幸	5番 宮 嶋 市 郎	6番 能勢山 嘉 雄
7番 羽 田 正 栄	8番 上 松 浩 二	9番 小 林 隆 司
10番 伊 藤 剛 栄	11番 細 山 徹 也	12番 長谷川 政 男
		15番 蕪 木 緑

3 欠席委員

○農業委員 12番 遠 山 登 13番 松 田 昭 悦

○推進委員 13番 松 崎 学 14番 青 木 等

4 遅参委員 な し

5 早退委員 な し

6 会長の命により出席した者

事務局長	佐 藤 浩 治
次長	木 村 秀 行
主幹	山 崎 一 之
主任	長谷川 幸 太

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4	報告第2号 農地転用事実確認証明書の交付について
日程第5	報告第3号 農地法第5条第1項の事業完了届について
日程第6	報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について
日程第7	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第8	議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

- 日程第9 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
 日程第10 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について  
 日程第11 議案第5号 換地計画同意願いについて  
 日程第12 議案第6号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について  
 日程第13 その他

8 審議の結果は次のとおりである。

議長（小嶋）	<p>定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。        只今の出席委員は17名です。定足数に達しております。        本日の欠席委員は、12番 遠山 委員、13番 松田 委員の2名です。        なお、本日は推進委員の皆さんからも、ご出席いただいております。        推進委員の欠席は、13番 松崎 委員、14番 青木 委員の2名であります。</p> <p>それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。        4番 本間 委員、5番 皆川 委員、6番 見尾田 委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、議事録署名委員を、4番 本間 委員、5番 皆川 委員、6番 見尾田 委員にすることに決定しました。</p> <p>続いて、日程第2 会期の決定についてお諮りします。        会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに、決定しました。        本日の書記は、佐藤事務局長、木村次長、山崎主幹、長谷川主任であります。</p> <p>日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。        事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。</p>
事務局 （長谷川）	<p>議案書の1ページをご覧ください。        報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明をいたします。        今月の申請件数は1件です。        議案書の読み上げ方を、貸出人・借受人欄を省略し「受付番号」・「土地の所在」・「地目」の順に読み上げさせていただきます。</p> <p>農用地利用集積計画（賃貸借権設定）の解約になります。        受付番号26番、上飯塚字樹下（クヌギシタ）、地目、台帳・現況がともに田、地積175㎡です。        契約の内容が令和2年2月11日から令和8年2月10日まで、解約事由が「転用のため」です。</p>

解約及び引渡年月日がともに令和2年6月10日です。

以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を終わります。

議長（小嶋） ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。  
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。  
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。ご承知おきをお願いします。  
続きまして、日程第4 報告第2号 農地転用事実確認証明書の交付について、を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。

事務局（長谷川） 議案書2ページをご覧ください。  
報告第2号 農地転用事実確認証明書の交付について説明をいたします。

受付番号3番 申請者は記載のとおりです。  
土地の所在が外城町、地目 台帳が田・現況が宅地、地積434㎡です。  
転用目的は個人住宅建築用地です。  
農地法第5条許可、許可年月日が昭和42年6月24日付け、許可番号が新潟県指令芝農地第5475号です。完了年月日は昭和45年9月24日です。  
申請地の確認状況は、5月18日、地区担当委員と事務局で確認してまいりました。  
申請地は計画どおり住宅が建築されていきました。  
場所につきましては、3ページ・4ページの位置図・案内図をご覧ください。  
水原地区、瓢湖市営駐車場から西へ300メートル程の住宅地の中に位置しています。  
5ページの更正図には申請地を塗りつぶしで表示しました。  
※申請者が相続した際に、申請地の地目が「田」であることに気付き、法務局に  
地目変更申請するために転用事実の確認証明願いがあったものです。  
この農地転用事実確認証明書を5月19日付で申請者宛てに交付したことを報告いたします。

以上で報告第2号、農地転用事実確認証明書の交付について説明を終わります。

議長（小嶋） ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。  
この案件につきましては、現地調査を実施しておりますが、現地確認委員の13番松田委員が欠席のため、事務局報告のとおりとさせていただきます。  
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。  
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。ご承知おきをお願いします。  
続きまして、日程第5 報告第3号 農地法第5条第1項の事業完了届について、を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。

事務局 議案書の6ページをご覧ください。

(長谷川)

報告第3号 農地法第5条第1項の事業完了届について説明します。

受付番号18番、転用事業者は記載のとおりです。

土地の所在が保田字砂山(スナヤマ)、転用面積は10筆で7,275㎡、転用目的は陸砂利採取事業です。

許可年月日及び許可番号が平成30年12月05日、阿農委第530027号、完了年月日が令和2年5月24日です。

場所につきましては、7ページ・8ページの位置図・案内図をご覧ください。

安田地区砂山集落営農改善センターの西側の農地であります。

9ページの更正図をご覧ください。申請地を太枠で囲って表示しております。

10ページには土地利用計画図を掲載しております。

当該地は24日に現地確認をして参りました。埋め戻しを行い表土が入っている状態でありましたが、畦畔は未設置の状態でした。畦畔は、隣地の砂利採取が終わり埋め戻した後に区画整理計画に沿って設置するとの事です。どの段階を持って完了とするかは各農業委員会の判断にゆだねられておりますので完了とみなして参りました。過去の実績から見て十分信用のある業者であり特に問題は無いと判断しました。

以上で報告第3号 農地法第5条第1項の事業完了届について説明を終わります。

議長(小嶋)

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

この案件につきましても、現地調査を実施しておりますので、現地確認委員の報告をお願いします。

4番 本間 委員より現地確認報告をお願いいたします。

委員  
(本間)

4番 本間です。先週の24日に柳 委員、大堀 委員、皆川 農地副部長と私の4名、事務局2名の計6名で現地確認をして参りました。

現地は事務局の説明のとおり埋め戻しも終わり、表土が入っている状態でしたが、換地計画があり区画が横から縦長になるため、隣の砂利採取が完了しないと畦畔が設置できない状態でした。十分信頼のできる業者さんですので問題ないと見て参りました。以上です。

議長(小嶋)

ありがとうございました。

現地確認報告が終わりました。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長(小嶋)

質疑なしと認めます。ご承知おきを願います。

ここで、説明員を交代します。

— 説明員 交代 山崎 主幹 —

続きまして、日程第6 報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。山崎主幹、お願いします。

事務局  
(山崎)

報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、報告いたします。

令和元年5月31日開催の定例総会で承認された農地中間管理権設定の農地等、合計6件、54筆、57,792㎡について報告します。

先に配分案件を説明いたします。議案書の16ページをご覧ください。5番から9番案件であります

土地の所在地、地目、地積、賃貸借料につきましては、農地中間管理権設定で固定しておりますので、案件ごとの読み上げを省略します。

契約の開始につきましては、令和元年7月30日、新潟県が公告をすることから、今回の配分計画の全筆の期間は、令和元年7月31日開始、終了は令和11年12月10日です。

移転については、1番案件から4番案件で14ページから16ページまでとなります。移転の理由は、耕作者変更です。

移転後の期間は、始期については令和元年7月31日、終期は1番・2番案件については令和8年11月10日、3番・4番案件は令和7年12月10日で、賃貸借料は固定です。

なお、配分計画の譲受人は、農地中間管理事業農用地等借受申出登録者です。

以上、報告を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。ご承知おきを願います。ここで、説明員を交代します。

#### — 説明員 交代 長谷川主任 —

続きまして、日程第7 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。長谷川主任、お願いします。

事務局  
（長谷川）

議案書の17ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。今月の申請件数は、所有権移転が3件、13筆で面積が4,155㎡です。

受付番号6番 上高関字苗代（ナワシロ）、地目、台帳が田、現況が畑、地積93㎡です。

譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「財産処分」です。

契約の内容は贈与による所有権移転です。

※申請地は、譲渡人が父から相続したが管理できないことから知人である譲受人に願って譲渡するものです。

受付番号7番 上一分字熊ノ沢（クマノサワ）、地目 台帳・現況がともに田、地積189㎡、これを含めまして合計6筆で1,307㎡です。

譲受・譲渡理由は「相手方の要望」と「遠方に居住のため耕作困難」です。

契約の内容は総額で50,000円の売買による所有権移転です。

※申請地は、譲渡人が市外に居住しており管理できないことから知人である譲受人に願って売買するものです。また、当該地は今年作付されていません。

受付番号 8 番 川前字月留（ツキドメ）、地目 台帳・現況がともに田、地積 423 m<sup>2</sup>、これを含めまして合計 6 筆で面積が 2,755 m<sup>2</sup>です。

譲受・譲渡理由は「借入地の取得」と「財産処分」です。

契約の内容は総額で 900,000 円の売買による所有権移転です。

以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。

最初に、申請地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるかという点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

次に権利取得後の農業従事及び効率的な利用については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

下限面積については、全ての案件について要件を満たしております。

また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。

従いまして、議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり、承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第 8 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。長谷川主任、お願いします。

事務局  
（長谷川）

19 ページをご覧ください。

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。受付番号 1 番、永久転用です。申請人は記載のとおりです。

土地の所在が上福岡字浦通（ウラドオリ）、地目、台帳・現況がともに畑、地積が 290 m<sup>2</sup>です。

転用目的は農作業所、農機具格納庫建築用地で、資金計画は記載のとおりです。

農地区分につきましては、上福岡集落内の住宅が連たんしている区域内ある農地と判断し、第 3 種農地となります。許可基準は許可可能であります。

転用事由は、申請者は経営規模拡大により大きな農作業所が必要になり、既存宅地内では敷地が狭く建てられないため、自宅敷地に隣接する当該地を農地転用し、農作業所と電柱を土に埋め込んで柱にする簡易農機具格納庫を建築するものです。

なお、今年の3月に自宅を増築し土地家屋調査士に建物登記を依頼したところ、登記の資料調査で農作業所の一部と簡易農機具格納庫が申請地に建っていることが判明したもので、平成25年に農作業所を建てた時に境界線を誤って建ててしまった始末書付きの案件です。

場所につきましては、20・21ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区、上福岡集落内の農地です。

22ページは更正図です。申請地は太枠で囲んで表示しております。

23ページは公図の接合図です。申請地は、南と西側は申請者所有の宅地で、東側は公衆用道路になっています。

24ページは土地利用計画図・排水計画図です。図のように申請地と宅地の2筆にまたがって農作業所が建ちます。農機具格納庫も申請地と宅地の2筆にまたがって建ちます。

25ページは、簡易農機具格納庫と育苗ビニールハウスの平面図です。

26ページは農作業所の平面図、27ページは立面図です。

以上で議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

4番 本間 委員より現地確認報告をお願いいたします。

委員  
（4番本間）

4番 本間です。24日に現地を見て参りましたが、事務局の説明のとおり木の電柱の廃材を使って農作業小屋を建ててありました。周囲は宅地、道路、自己の畑に囲まれており、問題ないと持参しました。以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

現地確認報告が終わりました。

これから審議に入ります。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。従いまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり、承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第9 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。長谷川主任、お願いします。

28ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号11番、賃貸借権設定による一時転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が分田字浄土橋（ジョウドバシ）、地目、台帳、現況がともに田、地積が467㎡、これを含めまして合計6筆で、面積が3,878㎡です。

転用目的は陸砂利採取に伴う搬出入路で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和2年7月20日から令和5年7月19日まで、農地区分は農用地区域内となっており原則許可できない場所ではありますが、一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

転用事由は、平成29年7月18日付け阿農委第529003号で一時転用許可を得て、陸砂利採取の実施に伴う搬出入路として使用していた土地で、3年間の転用期間が7月に終了となりますが陸砂利採取事業がまだ終わらないため、改めて一時転用申請をするものです。

場所については29ページ・30ページの位置図・案内図をご覧ください。

分田本村と上江端集落の間、県道新潟・安田線分田バイパス沿いのJA北蒲みなみ低温倉庫付近に位置しています。

31ページの更正図では塗りつぶしで申請地を表示しております。

32ページには土地利用計画図を添付しております。県道からの出入口部分で洗車場や沈殿池等が設置されます。

33ページは採取計画全体の土地利用計画図を添付しております。

34ページをご覧ください。

受付番号12番、使用貸借権設定による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が百津町、地目、台帳が田、現況が畑、地積169㎡、これを含めまして合計2筆で367㎡です。

転用目的は個人住宅建築用地、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和2年7月1日から令和2年11月30日まで、農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域の「第一種中高層住居専用地域」に定められており第3種農地となります。許可基準は許可可能であります。

転用事由は、申請者は現在、アパートに居住していますが、第二子の誕生を控えアパートが手狭になったため、実家近くの当該地を父より借り受けて住宅を新築するものです。

場所につきましては、35ページ・36ページの位置図・案内図をご覧ください。水原中学校から西へ200mほどに位置しております。

37ページには更正図に申請地を塗り潰しで表示しております。

38ページは土地利用計画図・排水計画図です。生活雑排水は公共下水道に接続します。雨水は自宅前の水路に流す計画となっております。

39ページは建物平面図となっております。

40ページをご覧ください。

受付番号13番、賃貸借権設定による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が小浮字鳥尻（トッチリ）、地目、台帳・現況がともに田、地積が308㎡、これを含めまして合計6筆で3,340㎡です。

転用目的は陸砂利加工プラント敷地の拡張で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和2年7月25日から令和2年8月24日まで、農地区分につきましては、良好な営農条件を備えている概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内

と判断し第1種農地となります。

許可基準は、既存施設の拡張（拡張に係る敷地面積が既存施設の2分の1を超えないもの）は許可可能であります。なお、既存面積は13,527㎡となっています。

転用事由は、陸砂利採取に伴う表土置場及び資材置場で、平成22年7月21日付け阿農委第522013号により10年間の一時転用許可を得て使用していた土地で、このたび地権者からの同意が得られたため、永久転用申請をするものです。

場所につきましては、41・42ページの位置図・案内図をご覧ください。

阿賀野川堤防沿いの稗河原場（分田8集落）と千唐仁集落の中間に位置しています。

42ページの案内図をご覧ください。太枠で囲んでいる部分が既存の砂利加工プラントで、その北側の塗りつぶしで表示している箇所が申請地になります。

43ページの更正図では申請地を塗り潰しで表示しております。

44ページには土地利用計画図を添付しております。申請地は、表土置場及び資材置場として使用します。

45ページをご覧ください。

受付番号14番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が上飯塚字樹下（クヌギシタ）、地目 台帳・現況がともに田、地積175㎡です。

転用目的は個人住宅建築用地、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和2年8月29日から令和3年1月23日まで、農地区分につきましては、良好な営農条件を備えている概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内と判断し第1種農地となります。許可基準は、「住宅で集落に接続して設置されるものは許可可能」であり、許可できるものです。

転用事由は、申請者は現在、榎地内の実家に居住していますが、部屋数も少なく手狭になったため、実家近くの当該地を買い受けて住宅を新築するものです。

場所につきましては、46ページ・47ページの位置図・案内図をご覧ください。神山駅から北へ1キロメートル程にあります榎集落センターの東側の土地になります。

48ページには更正図に申請地を塗り潰しで表示しております。

49ページは土地利用計画図・排水計画図です。生活雑排水は公共下水道に接続します。雨水は既設排水管を通じて道路向かいの水路に流す計画となっております。

50ページは建物平面図、51ページは立面図となっています。

以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

この案件につきましても、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

11番案件・12番案件について、15番 柳 委員より現地確認報告をお願いいたします。

委員  
（15番柳）

15番 柳です。24日に現地調査をして参りました。11番案件につきましては、上江端地区の砂利採取事業に伴う分田バイパスにつながる搬出入路や駐車場として使用するため、3年間の一時転用許可を得て使用していましたが砂利採取事業が終了しないため、再申請するもので許可について支障ないものと見て参りました。

次に12番案件ですが、申請地は36ページの案内図を見ていただくとわかるように住宅地の中にある農地であり、雑排水、雨水とも問題なく処理されるため、特に問題ないと感じました。

議長（小嶋）	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、13番案件につきましても、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。</p> <p>16番 大堀 委員より現地確認報告をお願いいたします。</p>
委員 （16番大堀）	<p>16番 大堀です。現地調査報告をいたします。申請地は清野砂利採取(株)の砂利採取プラントに隣接した農地で、一時転用により資材置き場等に使用してきましたが、この度、所有者の同意が得られ永久転用するもので許可相当と見て参りました。</p>
議長（小嶋）	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、14番案件につきましても、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。</p> <p>4番 本間 委員より現地確認報告をお願いいたします。</p>
委員 （4番本間）	<p>4番 本間です。14番案件ですが事務局の説明のとおり分家住宅であり排水計画も適切であると思われるため、周囲に及ぼす影響もなく問題ないと見て参りました。皆さんのご審議よろしくお祈いします。</p>
議長（小嶋）	<p>ありがとうございました。</p> <p>現地確認報告が終わりました。</p> <p>これから審議に入ります。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>（「なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認めます。従いまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり、承認し、許可することに決定いたしました。</p> <p>ここで、説明員を交代します。</p> <p style="text-align: center;">— 説明員 交代 山崎 主幹 —</p> <p>続きまして、日程第10 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。山崎主幹、お願いします。</p>
事務局 （山崎）	<p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明申し上げます。</p> <p>今月の受付状況は、所有権移転 1件、1筆、553.0㎡となります。</p> <p>最初に所有権移転の案件です。</p> <p>議案書は52ページからとなっております。</p> <p>譲渡人、譲受人の読み上げを省略させていただきます。</p> <p>受付番号、土地の所在地、台帳・現況地目、地積、内容順に申し上げます。</p>

なお、譲受人は、「認定農業者」及び、「あっせん譲受等 候補者名簿」掲載者です。受付番号1番、土地の所在が上高関字苗代、台帳・現況とも田、553㎡、1筆を総額30万円で売買するものです。

以上であります。農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

- ・農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。
- ・利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である、
- ・農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- ・農作業に、常時 従事すると 認められること。
- ・利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である、
  - ①地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
  - ②利用権を設定する土地について、関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、「許可相当」と報告をいただいております。

以上で、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明を終わります。

議長（小嶋） ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。これから審議に入ります。議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定についてご質疑がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委 員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。従いまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、承認されました。ここで説明員を交替いたします。

— 説明員 交代 長谷川主任 —

続きまして、日程第11 議案第5号 換地計画同意願いについて、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。

事務局（長谷川） 53ページをご覧ください。議案第5号 換地計画同意願いについて、説明いたします。

受付番号81番 事業名、百津地区土地改良事業共同施行、施行代表者は記載のと

おりです。換地状況は筆数で22筆から11筆、面積で14,901.00㎡から14,859.00㎡、評価額で7,450,500円から7,875,270円となります。関係者数が15名、工事完了の時期は令和3年3月、換地処分 of 時期は令和2年12月の予定となっています。

※現地は、今年から作付しているところがありますが、残工事があり工事完了予定は令和3年3月となっています。

場所につきましては、54・55ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区百津地内、新百津橋から下流の安野川左岸の農地で、55ページ案内図の斜線で表示しているところがございます。

56ページには換地前の現形図、57ページに換地後の換地図を掲載しております。

この度の換地計画は、安野川の改修工事にかかる非補助の区画整理事業です。

60ページの地区総計表をご覧ください。

農地部分だけを従前と換地後で比較してみると、田が22筆で14,901.00㎡から11筆で14,859.00㎡となります。

61ページには当該計画の関係者を掲載しております。

以上で議案第5号 換地計画同意願いについて説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

81番案件について、16番 大堀 委員より現地確認報告をお願いします。

委員  
(16番大堀)

16番 大堀です。換地計画の同意についての案件ですが、安野川の河川改修に係る非補助の区画整理事業で不整形の農地がまとまり、良いほ場になっていました。

すでに作付けがされており、同意について問題ないと見て参りました。

以上報告いたします。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

これから審議に入りますが、本案件農地の中に「農事組合法人 ファームホリコシ」が賃貸借権設定の受け人となっている農地があり、5番 皆川 委員が関係者となっております。

農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当いたしますので、関係者からは、退席をお願いし、審議したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長（小嶋）

異議がないようですので、そのようにいたします。

それでは5番 皆川 委員の退室をお願いいたします。

— 皆 川 光 浩 委 員 退 室 —

皆川 委員が退室されましたので、審議いたします。

議案第5号 換地計画同意願いについて、ご質疑がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第5号 換地計画同意願いについて、原案のとおり承認し、同意することにご異議ございませんか。  
よろしいでしょうか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。従いまして、議案第5号 換地計画同意願いについて、原案のとおり承認し、同意することに決定いたしました。  
5番 皆川 委員の入室をお願いいたします。

— 皆川 光 浩 委員 入室 —

皆川 委員が着席されました。  
ここで説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 佐藤 局長 —

続きまして、日程第12 議案第6号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。佐藤局長、お願いします。

事務局 (佐藤) 議案第6号 令和元年度の目標及び達成に向けた点検・評価(案)についてご説明いたします。別冊の議案第6号をご覧ください。

この案につきましては、4月の総会で原案を決定いただいております。

その後、5月22日から6月22日まで一般市民からの意見募集(パブリックコメント)を実施しましたが意見はございませんでした。また、このパブリックコメントと並行して、農業関係団体からのご意見を別にいただいておりますが、これも特にご意見がないという回答をいただいております。

4月の総会で原案を承認いただいた時に空欄でした最後のページ、9ページをご覧ください。

大きな項目でⅦ「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」の「農地利用最適化等に関する事務」と「農地法等によりその権限に属された事務」欄に、共に「特になし」を記入して、インターネットで公表したいので、再度皆様からご承認いただくものであります。

以上で、議案第6号 令和元年度の目標及び達成に向けた点検・評価(案)についての説明を終わります。

議長 (小嶋) ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。  
これから審議に入ります。議案第6号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。  
お諮りします。議案第6号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長（小嶋） 異議なしと認めます。  
従いまして、議案第6号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
続きまして、日程第13 その他について、事務局よりお願いします。

事務局 （特になし）

議長（小嶋） はい、特にないようですが、その他に皆さんの方から何かございませんか。  
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） はい、特にないようでございます。  
それでは、以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

---

閉会 午後2時24分

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年 6月30日

議事録署名委員 4番 ⑩

議事録署名委員 5番 ⑩

議事録署名委員 6番 ⑩

議長  
農業委員会長 ⑩